

平成 23 年 11 月 4 日

暴力団排除条例全国完全施行

森原憲司法律事務所
弁護士 森原 憲司

1、はじめに

暴力団排除条例（以下「暴排条例」）がにわかに脚光を浴びています。きっかけは、芸能人島田紳助が、広域暴力団幹部との不適切な交際等を原因として、芸能界を引退することになったという記憶に新しい事件です。この事件を契機として、多くのマスコミが、本年10月1日施行の東京都暴力団排除条例(以下「暴排都条例」)を取り上げることとなりました。新聞ならびにテレビのワイドショーから週刊誌まで、多くのメディアで暴排都条例に関する特集が生まれ、にわかに暴排都条例は注目を集めることになりました。あまりの問い合わせの多さに、警視庁は急遽暴排都条例のQ&Aを用意したほどです。¹

実は、全国各地の暴排条例は、全国47都道府県のうち既に45都道府県で施行済みで、東京都と沖縄県が残された2つの自治体でした。本年10月1日に東京都と沖縄県で条例が施行されることによって、全国洩れなく暴排条例が施行されることとなります。

本稿では、前編・後編に分けて、今回の前編にて「暴排条例施行」に至るまでの政府（犯罪対策閣僚会議）が進めてきた環境整備とそれが企業社会に与えた影響について、後編にて押さえておくべき「暴排条例」のポイントと企業活動における効果的な活かし方等について紹介することとします。

2、暴排条例完全施行に至るまでの歩み

ここで、暴排条例完全施行に至るまでの、企業社会と反社会的勢力（以下「反社」）との関係遮断の実現に向けた取組について、その経過を概観してみましょう。

1) 政府指針の圧倒的な影響力

経団連を中心とする企業社会と反社との関係遮断に向けた取組は、既に10年以上前から始まっています。平成8年にリリースされた経団連の企業行動憲章には、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」という記述があります。しかしながら、平成19年6月19日に犯罪対策閣僚会議からリリースされた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」）が社会に与えた影響力は、経団連のそれとは比較にならないものでした。政府指針がリリースされてから4年半しか経過していないというのに、この間の企業の取組には目を見張るものがあります。

2) 金融から始まった反社排除の潮流

最初の大転換は、金融機関から始まりました。暴力団排除条項（以下「暴排条項」）を真っ先に導入したのも金融機関です。暴排条項と反社データベースを車の両輪とする反社の新規口座・融資のストップを皮切りに、現在、過去に開設された口座の解消や融資金の回収に向けた取組が各金融機関で進められています。最近、筆者が金融機関の職員と交わした次の会話は興味深いものです。

筆者：「政府指針が出るまでは、公共性を使命とする金融機関が口座開設を断ることなど考えられないことだったのではないのでしょうか。ところが、今や、反社の口座をシャットアウトすることこそが、金融機関の公共的使命を果たすことと考えていらっしゃるんですよね。」

職員：「言われてみると、そのとおりですね。政府指針前後で『公共性』についての我々の認識は様変わりしたと思います。CSRの議論が浸透した時期と重なったのもグッドタイミングだったと思います。」

この職員の発言は、端的に反社との関係遮断を金融機関の社会的責任と位置づけているという意味で示唆的です。

3) 金融の次は不動産関連業界、そして芸能界へ

金融機関の転換に続き、不動産関連業界においても大きな転換期が訪れました。

まず、建設業界においては、平成22年5月に日本建設業団体連合会が暴排条項のモデルを作成し、同年7月には中央建設業審議会が標準請負契約約款の暴排条項を、さらに本年5月には、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会が暴排条項を策定しました。不動産取引の分野では、社団法人全国宅地建物取引業協会等の不動産流通4団体が、不動産売買契約に盛り込む暴排条項のモデル案を作成しました。

不動産関連事業における取引金額の大きさと、取引の対象不動産が暴力団事務所に使われるといった弊害に鑑みると当然の流れといえるでしょう。

そして、本年9月1日、警察庁長官が「芸能界暴排」を明確に打ち出しました。興行の世界で動く金額は巨額であるがゆえ、メスが入れられてしかるべきであることは誰もが理解していたことです。しかしながら、戦後、興行の世界が立ち上がったときからの浅からぬ因縁もあり、「問題があることは分かっているでもその解決は相当困難」というものが多くの人々の認識だったかもしれません。しかし、時代は変わりました。芸能界暴排は想像以上のスピードと深さで進行するものと思われます。

4) 4年半で何が変わったのか？今後、どのように変わっていくのか？

政府指針リリース後の4年半の間の社会の変化をまとめると、次のようになります。

①金融機関は、反社の新規口座開設や新規融資をストップしました。過去の取引の清算に着手し始めた金融機関もあります。②売却した不動産が暴力団事務所に使われた場合、売主は契約を解除して不動産を取り戻すとともに、実質的に受領した売買代金を返還しなくてもよいルールがモデル案として示されました（不動産流通4団体）。③反社への新車販売も行わない方針が決まりました（日本自動車販売協会連合会）。④芸能界暴排も本

格的に始動しました。⑤経団連の企業行動憲章にも昨年「反社会的勢力との関係遮断を徹底する」という内容が新たに盛り込まれました。これらの変化は、各企業の、反社排除に向けた取組が政府指針リリース後僅か4年半しか経過していないにもかかわらず、広範囲で徹底されたことを示すものです。換言すれば、「警察対反社」から「社会対反社」への転換と評することができるでしょう。²

ここで、重要なことは、僅か4年半でここまで変わった（変わった）という事実です。この急激な環境変化を前提に今後の変化を予測するならば、向こう数年間で、さらに広範に相当踏み込んだ反社との関係遮断が推進されることは想像に難くありません。現在でも「暴力団」「反社会的勢力」といったキーワードでネット検索すると、反社排除に向けた各業界の取組や各自治体の取組がほとんど連日のように報道されています。今後、様々な領域で、驚くべき変化が生じることは確実です。当該企業を取り巻く社会の意識がどのように変化しているかについて、鋭敏なセンサーを持つことがより重要になってきます。5年前は、反社の口座を開設することも、反社に新車を販売することも、いずれも好ましくないことではあったかもしれませんが、非常識なことではありませんでした。今や、これらは非常識なことと認識されています。平成23年の年末に許される取引が、平成25年には許されざる取引となっているということは十分にあり得るところです。³

3、政府指針は、なぜこれだけの影響力を発揮しえたのか？

政府指針は、なぜにかくも短期間のうちに企業社会に大きな変化をもたらすことができたのでしょうか。政府指針に法的拘束力があつたからではありません。政府指針に法的拘束力がないことについては、「政府指針解説」の中でも明示されております。

もっとも、政府指針解説は、「(政府指針に) 法的拘束力はない」と述べつつ、「なお、法的拘束力はないが、本指針策定後、例えば、取締役の善管注意義務の判断に際して、民事訴訟等の場において、本指針が参考にされることなどはあり得るものと考えている(例えば、東証一部上場のミシン等製造販売会社の取締役に対する損害賠償請求訴訟における最高裁判決(平成18年4月10日)が参考となる)。」と記しています。筆者は、この記述を「役員を真綿でジワジワ締め付ける恐怖の記述」と称し、各社の役員の方々に、「法的拘束力がないからといって安心するのは大間違いです」と説明しています。

政府指針解説中で採り上げられている最高裁判決は、株主となった暴力団関係者から、株主の地位を濫用した不当要求がなされた際(「ヒットマンが2人くる」といった激的な脅しを伴う不当要求でした)、役員らは、法令に従った適切な対応をとる義務があつたとして、脅しに屈し利益供与に応じた役員らに巨額の賠償責任を負わせたものです。

政府指針解説は、政府指針には法的拘束力はないが、政府指針の存在そのものが役員に対する責任追及に際して参考にされることもあり得るとして、先の最高裁判決を参考

裁判例として示しています。これは、役員反社排除に関わる善管注意義務違反の有無が株主代表訴訟で争点となったとき、平成18年の最高裁判決と平成19年の政府指針という2つのメッセージの代表訴訟における影響力の大きさを端的に示すものにほかなりません。すなわち、これらの2つのメッセージは、各々、司法と行政の反社に対するスタンスを明らかにするものです。これらのメッセージが世に出た以降の経営判断において、反社との関係遮断について甘い判断がなされたとき、役員が免責される可能性はほとんどなくなったと言えるでしょう。すなわち、政府指針は役員経営責任に直結するものであり、政府指針に掲げられた各種課題を実現することは重要な経営課題たるがゆえに、政府指針はこれだけの影響力を企業社会に与えることとなったのです。

4、第3のメッセージたる暴排条例をどのように受け止めるべきか？

平成18年の最高裁判決、平成19年の政府指針に続き、平成23年に暴排条例が全国完全施行となりました。司法、行政に次いで、遂に立法も反社に対するスタンスを明確にしました。暴排条例は第3のメッセージといってもよいでしょう。これで国家三権の反社排除へのスタンスが出揃ったこととなります。加えて、地方自治体の立法たる暴排条例には法的拘束力もあります。

ここで、「法的拘束力≒義務ないし負担」といった受け止め方は、もったいない受け止め方です。たしかに、暴排条例を見ると、「努めるものとする」という「努力義務」や「〇〇をしてはならない」といった「禁止措置」が存在することが分かります。「事業者」が規制対象となり、究極的には罰則まで用意されている条例もあります。筆者のもとにも「市民が不利益を受ける場面はどのような場面でしょうか」といったマスコミからの質問も寄せられます。しかし、暴排条例で市民や事業者が不利益を受ける場面は、ほとんど想定できないのが実際です。

暴排条例は、事業者たる企業が、暴排条例を攻めの材料として活用できるように設計されているといつてよい側面があります。次の機会に、暴排条例の基礎知識と筆者の実務経験を踏まえての暴排条例の積極的な活用の仕方およびQ&Aでは解決できない企業の悩みをご紹介したいと思います。

以上

¹ 警視庁Q&A：http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_q_a.htm

² 「東京都暴力団排除条例制定に向けた在り方に関する提言」の中にも、『警察対暴力団』という構図から『社会対暴力団』への転換」という記述がある。www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_teigen.htm

³ 筆者は、反社を相手方とする取引で関係遮断の対象となる取引は今後拡大すると予測するものであるが、他方で、問題のない取引に委縮効果を与えるものであってはならないと考えている。個人情報保護法施行時の過剰反応と同様の動きが既に散見されるがゆえの懸念である。政府指針や暴排条例は、取引社会から反社を排除することによって、真つ当な事業者の取引をより安全かつ自由にするものと位置付けるべきである。萎縮した対応に陥らないための方策については次号で論ずることとする。

著者略歴

昭和59年 専修大学法学部法律学科 卒業
平成5年 司法研修所入所（司法修習期47期）
平成7年 東京弁護士会 入会
虎門中央法律事務所入所（代表弁護士今井和男）
平成12年 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）入社
平成13年4月 アフラック法務部長
同 年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策特別委員会委員
（平成19年6月まで）
平成16年4月 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》
総合研究所 学外研究員（平成17年3月まで）
平成17年10月 森原憲司法律事務所開設
同 年7月 東証2部上場企業第三者コンプライアンス委員会委員
（平成20年6月まで）
平成22年10月 日本CSR普及協会会員

「苦情・クレーム対応とコンプライアンス」「反社会的勢力対策とコンプライアンス」「リーガル3分ゼミ」（日経月曜朝刊法務面）「ケースで学ぶ苦情・クレーム対応（DVD）」、「コンプライアンス態勢の作り方とプログラムの活かし方」「遵法経営を確立するコンプライアンス・プログラムの策定と運用の実務」「公益通報者保護法～これだけは押さえておきたい基本と運用ポイント～」 「生命保険と個人情報保護」等の著書や論稿多数。

主要取扱分野

企業法務、金融法務、労働事件（各種ハラスメント対策）、生保不正請求対策、
反社会的勢力対策、名誉毀損事件、内部通報受付窓口

筆者への問合せ先

〒105-000 港区西新橋3-11-6 西新橋プラザビル7階

電話：03-5405-2220（代表）

FAX：03-5405-3390

Email：morihara-law@lake.ocn.ne.jp

掲載日：平成23年11月24日